

平成12年第20回教育委員会記録

平成12年10月25日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成12年10月25日(水)午後1時30分～午後3時15分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 舟 生 清 委員長 大 門 哲
職務代理者 丸 田 頼 一
委員 鬼 丸 かおる 委 員 丸 田 頼 一

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與 川 幸 男 事務局次長 松 本 義 勝
庶務課長 佐 藤 博 継 事務局参事 辻 武
学務課長 和 田 義 広 施設課長 秋 葉 正 行
指導室長 工 藤 豊 太 事務局副参事 田 中 哲
社会教育
センター課長 荒 井 健 一
社会教育
センター所長 伊 藤 俊 雄 中央図書館
次 長 杉 田 治
事務局職員 庶務課係長 木 下 淳 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 後 藤 行 雄

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

議案第80号 杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について

- 報告案件
- 1 学校給食調理業務民間委託化についての説明・意見交換会について
 - 2 杉並区立中央図書館の臨時休館について
 - 3 教育委員会関係長期計画について
 - 4 教育委員会関係行財政改革推進計画について

委員長 ただいまから、平成12年第20回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員に丸田委員を指名いたします。議案が1件ございます。日程第1、「議案第80号、杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

社会教育センター所長 それでは議案第80号、杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱についてご説明いたします。杉並区立社会教育センター審議会規則第3条、第4号に規定する審議会委員は、高円寺地域集会施設運営協議会を代表するものと定めております。今般、同運営協議会におきまして、役員の改選がございましたので、これに伴い審議会委員の変更を行うものでございます。それでは議案を朗読いたします。

「議案第80号、杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について、右の議案を提出する。平成12年10月25日、提出者 杉並区教育委員会教育長 與川 幸男。

次の者を杉並区立社会教育センター審議会委員に委嘱する。平成12年10月25日付、（規則第3条第4号該当）東京都杉並区掘ノ内3丁目 水野好治。

提案理由、高円寺地域集会施設運営協議会会長の改選に伴い、新たに委嘱する必要がある。

次の頁に委員名簿、次々頁に履歴書が添付してございます。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 前の高円寺地域集会施設運営協議会会長さんがお辞めになったわけですね。

社会教育センター所長 そうです。

委員長 それで新しい会長さんが水野さんだということですね。

社会教育センター所長 そうです。

委員長 それではよろしいですか。

（「異議なし」の声）

委員長 それではこの点はお認めいただいたことにいたします。報告案件に移りますが、第1番目にある「学校給食云々」という件は、あとの4番に含まれておりますので、そこをお願いします。2番「杉並区立中央図書館の臨時休館について」、図書館長をお願いします。

中央図書館長 それではお手元に資料がありますが、区立中央図書館の臨時休館

についてご報告を申し上げます。11月28日～12月7日までの10日間、毎年行っている特別整理による休館期間としたいと思います。なお、周知方法については、10月26日付の教育委員会の告示を予定しておりまして、「広報すぎなみ」の11月21日号に掲載し、周知をする予定です。以上です。

委員長 これは毎年やることですか。

中央図書館長 はい、年1回はやっております。去年は春の時期の6月か7月に行っております。今年は若干工事も伴いますので、その関係ですれ込んだということですか。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 この件は以上です。これから4番の「教育委員会関係行財政改革推進計画について」の報告を受けますが、これらの報告は区的意思形成過程の情報であり、公開することにより、公正または適正な意思形成に著しい支障が生じる恐れがあるため、秘密会といたしたいと思いますが、異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、秘密会といたします。報告を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは私から2点についてご報告いたします。資料としてお手元にあるのが「杉並区長期計画」、「行財政改革推進計画」となっております。「長期計画」から説明いたします。

この長期計画については、だいぶ前に教育委員会の中で、今後の行政計画にどういったものを区長部局のほうに要望として出しているかということで、前にご報告いたしました。その結果で内示を受けたので、今日ご報告をいたします。

1点目は、いわゆる教育委員会関係の中で、21世紀ビジョン、長期計画という流れの中で、未来を、明日を拓く人を作ろうということで、教育委員会関係の分野が載っています。その中の大きな柱の中で、「豊かな学校教育づくり」というのがございしますが、その中の1つに「教育改革アクションプランの策定・推進」というのが、この計画の中に盛り込まれるということになります。これについては、当然ですが、子供たちが楽しく学んで、あるいはそういった中で思いやりの心とたくましく生きる力というものを育てていく、といったことを

推進していくためにアクションプランを策定していくということです。平成 13 年度で検討、策定ということで、この平成 13 年度につくって、平成 14 年度から進めていくという考え方を出したものです。

8 頁に「生涯学習・スポーツ推進計画の策定・推進」というのがございます。これについても生涯学習の分野、社会教育の分野でも、これからの生涯学習・スポーツの振興ということで、計画を策定して進めていくということです。これらについては、教育委員会とすれば表裏一体ということで、併せて作っていくような考え方の中で今回の行政計画の中に取り組みられています。

次に、「総合学習の充実などによる特色づくり」については、社会体験とか、自然体験といった中で、今後ますます進められる総合的な学習時間をどう各学校で、個性的に行っていくか、そういったものを支援していこうということで出されているものです。

企画・試行ということで、平成 13 年度に 800 万円ほどの内示ということを受けております。それ以降、ゼロということになっていますが、これはなくすということではなくて、学校運営費の中に取り組みでいくと。今回は行政計画という中で、言ってみれば枠外として扱っておりますが、平成 14 年度以降の部分については、規程経費といいますか、そういう中に取り込んで枠を広げてやっていくという考え方のもとで作られております。

2 頁の「情報教育の推進」では、これからの時代の IT 社会に対応していく情報教育ということで、区立小・中学校全校にインターネットを接続していく。それから、1 人 1 台のパソコンを順次整備するという考え方の中で出されているものです。

次に「国際理解教育の推進」については、これまで行ってきた海外派遣の関係、親善訪問団受け入れの関係、国際理解教育センターの関係を充実していく、行政計画の中で明らかにしていくということで出しているものです。ここまでの部分が、「豊かな学校教育づくり」ということで出しているものです。

次の「校舎の改築」以降は、「教育施設の整備充実」という項目の中で、校舎改築、校舎の補強、学校教育施設の整備、余裕教室の有効活用、ここまでの教育施設の整備充実ということで出しているものです。これらについては、これまでも校舎の改築、教育施設の整備等々を計画的に行ってきましたが、今後とも引続きやっていくということで出しております。

5 頁の「余裕教室の有効活用」の中に、「情緒障害学級の整備」というのがあります。これはあとで出てきますが、余裕教室を活用してこういった学級を整備していこうということで出しているものです。この余裕教室の有効活用の部分は、学校防災倉庫の他にも、それから高齢者の部門でも、それぞれ出されておりますが、それらについては部門ごとに入っております。今回の教育関係の部分については省いております。

次に「多様な教育機会の提供」ということで、2 点ほど出しております。1 点目が、「適応指導教室の充実」ということで、年々不登校等が増えてきているという状況の中で、計画の中で新たに1カ所つくっていこうというものです。情緒障害学級についても、平成13年度に1カ所増やしていこうということで出されております。

その他に、学校評議員制度の導入ということで、これも金額的には100万円ということで出されておりますが、各学校で評議員制度の導入ということで、さらにそれらを充実させていこうといったものが、行政計画の中に載っております。

この辺の部分については、どちらかというと、いま申し上げた学校評議員制度の導入については、学校運営への参画という観点からの行政計画ということです。次に「地域への学校開放」という視点から、教育施設、パソコン室の区民開放ということで、それぞれ年次計画で、例えば平成13年度新規4校、平成14年度新規4校ということで、順次こういうものを増やしていこうと。併せて、「済美教育研究所」のパソコンについても、区民開放をしていくということで、行政計画の中に載っております。

次の「生涯学習・スポーツ推進計画の策定・推進」については、先ほども触れましたが、新たにこういった計画を策定して、区民とともに推進していこうという観点から出しているということです。この辺の部分については、生涯学習環境の整備充実という観点の中で出しております。「生涯学習・スポーツ情報提供の充実」ということで、これは平成13年度にホームページの検討をして、平成14年度から開設していき、それ以降は充実という観点で、ようやくホームページも教育委員会の行政計画の中に載ってきたということです。

次に地域図書館の改築、プールの改修等については、平成13年度当初ということではなくて、平成15年度から例えば地域体育館の改築であればやっていく

と。それから、プールの改修については、後年度で平成 16 年度以降という考え方ですが、行政計画の中で載せてきたということです。

次に 10 頁の「図書館の建設、整備」については、平成 12 年度末に 11 館ということで、これまでの目標は 14 館ということでしたが、平成 15 年度の段階で設計 1 館となっておりますので、行政計画 14 館を目指していくという考え方で行政計画が作られております。平成 15 年度に西荻地域のほうに 1 館ということで考えているということです。

次に「図書館情報化の推進」ということでは、書誌情報の検索サービスの実施、リクエストサービスの実施といったところを順次進めていこうという考え方です。

次に 11 頁の「NPO・ボランティアとの協働による図書館運営」ということで、これは新しい考え方になると思いますが、平成 13 年度から検討して、平成 15 年度から実施ということで行政計画に載せたということです。その他に、「地域文化の創造のために」という観点がありますが、これらについては特に教育委員会の関係の中では入っておりませんので、それは割愛させていただきました。以上が行政計画の関係です。

委員長 「長期計画」についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

これは教育委員会として承認する形を取って、区長部局のほうへ回すということのようですのでよろしく願いいたします。

丸田委員 いまご説明のあった「長期計画」、それから今後説明される「行財政改革推進計画」の両方とも関係すると思いますが、例えば 21 世紀の教育を考える懇談会の成果とか、それからこの間答申に出された 21 世紀ビジョンとか、これらは当然関係してくると思いますが、どうなのですか。

庶務課長 最初に 21 世紀ビジョンを受けまして、基本計画、それから実施計画というものが作られてきていると。杉並の教育を考える懇談会の部分では、中間報告、中間の提言ということを受けたので、当然この実施計画にその中間報告、中間提言も踏まえて、盛り込んできています。教育を考える懇談会は、基本的に 3 月までありますし、それから本報告を受けておりませんので、本報告を受けた段階で、さらに実施計画等についても見直しがありますので、その段階で見直しということで、教育委員会として挙げていくような段取りになってくるかと思えます。

教育長 いまの丸田先生のご質問では、教育を考える懇談会などでは3月ごろに最終的に提言がなされた場合、長期計画とのかかわり合いというのがどういうことになりますかという趣旨も含んでいると思うのです。

庶務課長 今回の行政計画の中でも、教育改革アクションプランという話とか、生涯学習の計画、策定は平成13年度策定ということになってきますので、そちらのほうも当然盛り込んでいくという扱いになります。

丸田委員 「検討」と「策定」を使い分けていますか。「検討」のときは「策定」はしないわけで、あくまでも検討すると。しかし、見ていると「検討」からすぐ「実施」という矢印もあります。

庶務課長 意味合いとして、アクションプランとか、生涯学習の関係ですと、当然検討して、方針としてどう持つかということを中心に書き込んでいって、それを方針としてやっていくという場合、たいがいそういうことは「策定」という言い方をしているのです。

委員長 情報教育の推進の説明の中で、「1人1台」という言葉があったのですが、この「1人1台」というのはどういう意味なのですか。児童・生徒1人に全部1台という意味にとられてしまうと大変なことになるから、この点ははっきりとしていただきたいと思います。

指導室長 平成13年度小・中学校の機種更新ということで、2校84台という形になっております。現在は、小学校、中学校に21台です。富士見丘小学校、和田中学校がパイロット校ということで、先陣を切りました。ちょうど機種更新で、平成13年度はそこにもう21台を加えて、42台にして、1クラス大体40人学級を想定して考えておりますので、1人が1台持って学習できるという考えです。

委員長 そういう1人ですね。

指導室長 そのとおりでございます。

委員長 いままではパソコン教室に入ってきて、子供たちが大体2人で1台を使っていたが、今度はその教室に入ってきた子供たちが1人で1台に直面できるようにということですね。

指導室長 そうです。

委員長 学校中の子供1人1人が1台という考えになると、大変な間違いだから。一般的には1人1台というと、先ほど言ったような常識でとられるから、そこ

のところを何とか、教室に 40 人分とか、40 台とか言ったほうが間違いないのですが、その辺は聞いていて間違いやすい言葉だなと思ったのです。

鬼丸委員 見て当然ですが、これは平成 13 年度、14 年度、15 年度とだんだん景気が回復して、教育の財源も増えていくということを前提としての計画と承っていいのですか。

教育長 庶務課長から説明があるかと思いますが、財政の大枠は増えないという前提に立っておりまして、区税収入は今後若干ずつは増えていくという想定にはなっておりますが、区債を立てないという前提に立って、むしろそれを縮小していくと。借金は縮小していったら、区税収入は若干右肩上がりだが、債券のほうは右下がりということになっていくと、財政の大枠はむしろ横這い状況ということなので、今後とも厳しい財政状況は続くという前提に立っていると思います。

事務局次長 それとこの後説明する行財政改革のほうは、改革の実現を前提にした行政計画になっていると聞いております。

教育長 したがって、財源をどこから生み出していくかということ、新しい事業を展開するためには、行政改革をせざるを得ない。そういう中で、歳出部分を補っていくことになるのかなど。あとでまた説明があると思いますが。

鬼丸委員 教育委員会内部の問題ですか。

教育長 教育委員会内部だけではございませんが、区政上げて行政改革に取り組まないと財源は生み出せないということだと思います。

鬼丸委員 はい。

庶務課長 私から補足しますが、この計画事業の関係でいきますと、平成 13 年度、14 年度、15 年度ということで、平成 13 年度の部分はまだ余裕があるような見込みを立てておりまして、平成 14 年度、15 年度でだいぶ落ち込んだフレームワークという考え方になっています。平成 16 年度以降ですが、16 年度、17 年度では、15 年度よりももっと落ち込む、という枠の中での組み立て方ということになっています。

委員長 先行きは暗いんですね。

大門職務代理者 わかりません。そのときまたよくなれば。

教育長 なるべく借金を減らしていこうということですから、どうしてもその分厳しくなるのです。

大門職務代理者 これは適応指導教室を平成 13 年度に 1 カ所建てるという計画な

のでしょうか。

指導室長 現状を簡単に説明しますと、いまさざんか教室という適応教室が天沼中学校に併設されていますが、一応キャパが 20 名を想定しています。ただ、現状ですといま 27 名です。この相談待ち受けが 10 名ぐらいいるわけです。そういう意味合いがありまして、そこでは今後多くの生徒が必要になってくるだろうということで、次の分室化、もしくは別の施設の第 2 を考えなければいけないのかなということに立っている予算的な措置だということです。

大門職務代理者 前にご報告をいただいたときは、そんなに生徒はいなかったのですよね。だから果たして必要があるかということです。

鬼丸委員 南伊豆のことと関連してくるのかもしれませんが、いまの適応指導教室等、情緒障害学級の面と、南伊豆のことは逆に若干関係をもたせて考えた計画なのですか。

事務局次長 これはいわゆる南伊豆の場合、こういったお子さんを対象児にするという考えは現在のところではございませんので、全く別のものということです。

鬼丸委員 南伊豆が将来的に廃園になった場合、また代替的な措置を考えるというのはどこかに入っていますか。

事務局次長 区との行政改革のほうに出てくるのですが、国の動きとしても、そういったことも取り入れていくかどうかということが、今後の課題という形で出てきておりますので、若干この廃園を延ばすような形でそういった動きを見るということにもなってくるかと思えます。

委員長 「国際理解教育の推進」で、「隔年 30 名、親善訪問団受け入れ、隔年 15 名、国際理解・帰国児童生徒教育センター等」というのは、どういうことですか。

指導室長 海外派遣につきましては、杉並区の中学生を 1 年おきにオーストラリアのウィロビー市に派遣します。今年度は行きましたので、平成 13 年度は向こうからおいでになるということで、そういうローテーションで予算立てがなされているということです。

委員長 向こうから来るのが各年 15 名ということなのですか。

指導室長 はい。

委員長 行くときは 30 名で。

指導室長 杉並区には中学校が 23 校ありまして、それに杉並区在住の 7 人を私立、国立で、それで 30 名ということです。向こうからは 15 名ということで、いままでの実績かと思います。

委員長 世話になるときは人数が多くて、世話するときは少ないのでは、ウィロビー市に迷惑をかけるのではないですか。これはどうなのですか。30 名世話になったなら、30 名受け入れるのが、我々民間では普通だと思いますが。

指導室長 一応向こうのシステムは、私が聞いている範囲ですが、中学校を対象ということで希望という部分で連れてくるというケースではないかと思います。ウィロビー市にある中学校の何校から出すというケースではないと聞いております。15 名という枠の中で向こうの財政ももあると思いますが。

委員長 こちらで 30 名世話になっていて、世話するときは 15 名では、日本人はせせこましいなと思われはしないのですかね。

事務局次長 こちらのほうはお金がかかりませんから、希望があれば受け入れるのではないかと思います。

委員長 30 名ぐらい。

事務局次長 わかりませんが。こちらはそんなにかかることはありませんので。

委員長 そうすると、これは 1 年ごとに予算の額が違うわけですか。

指導室長 そのとおりでございます。

委員長 そして、例えば今年は 30 名で 100 万円だったと。そうすると来年は 15 名だから 50 万円ということになってしまうわけですか。

学務課長 経費が。

指導室長 行くときは 1,400 万円、向こうからお迎えするときは 800 万円ということですよ。

委員長 やはり半分ではないですか。数字を見ても半分だよ。なんかケチくさい感じがしますよね。そういう感想を持ちます。この間の報告会にも、教育長をはじめ、事務局でも大勢参加して、子供たちは本当に他の場では得られない体験をしてきたと。これからの彼らの成長にも大きな役に立つであろうという印象を持ったわけですから、向こうから来るにしても、やはりそういう印象を持って、来た子供たちを帰してやりたいと思うから、向こうの子供たちにもより多くの機会を与えれば、教育的にもいいのではないかという感想を持ったものですから。

事務局次長 この経費ですが、これは親善訪問だけではなくて、その下の国際理解も入っていますから、おそらく受け入れるときはほとんどこちらの経費はかかっていないと思うのです。受け入れるときは全部向こう持ちですから。向こうに行くときはこちらが経費を半分見えていますから、30人かかればその人数分かかるわけです。ですから、いまご意見がありました受け入れる数と向こうとの関係で、若干そういう余地はあるのかなという感じはしますけれども。

委員長 なるべくこちらの子供がいい印象を持ってきたのだから、向こうから来た子供もより多くいい印象を与えて、向こうの子供にとっても国際理解のチャンスだろうから、できる努力の余地があればしてやればいいなという感想です。

鬼丸委員 3頁から4頁にかけて、耐震の関係で、だいぶ前に耐震改築の件でかなり問題になって、だいぶ学校を調べたと思いますが、この校舎の改築でほとんど予定校が終わるわけですか。

施設課長 まず校舎の改築で、「耐震改築」とありますが、この学校数は誤植がありまして、後ほど訂正します。いま鬼丸委員のご質問で、校舎の補強を中心としてやっておりまして、この計画圏内にはすべて補強計画を立てる予定で、また工事も進めていきたいと考えております。

鬼丸委員 財政難で、調子のいいときには改築の予定だったのが補強になったということで、一応ちゃんとなるようになってきているのですか。

施設課長 これまでは、井荻中学校が最後だったのですが、それまでは耐震改築ということで進めていたのですが、それ以後、こういった社会経済状況の中で、耐震補強をやれば多くの学校ができるということでやりましたので、このような校舎の補強を優先させております。

委員長 一時、耐震ということで万年堀と言うのですか、ブロック塀というのはこういうやつですよ。万年堀というのは平べったいものですよ。あれは1日も早くということでもないかもしれませんが、早く撤去していくということでしたが、これは進捗しているのですか。

施設課長 隣の隣地との境界がはっきりしていない所が学校は多いのです。そういう所の万年堀の所については、なかなか隣地との境界確定ができなければどちらかというとそのままにしておく。しかし境界確定ができた所については、私の記憶では倒壊ということでは危ないから、どちらかというブロック塀にしたり、あるいは生け垣とか、そういうふうをしていると私は認識しておりま

す。特に隣地境界が大変なのです。ただ動かしてその後どうするかというのは、なかなか不調に終わる所が非常に多いのです。

委員長 道路に面した所で隣地境界というのはあるのですか。

施設課長 道路などはございません。大体道路の万年塀はないというふうに思っていますけれども。ちょっと確認しないとわかりませんが、大方の学校は万年塀がないようにしています。

委員長 そんなことはないです。

施設課長 ただ、委員長が言われたように、例えば西田などは、体育館の隣に民家がある所はまだ万年塀だと思います。つまり、あそこは境界確定が非常に難しい所なのです。大体そういう所は残っております。

委員長 井荻小学校のケースだとどうですか。

施設課長 井荻小学校だとどちら側になりますか。

委員長 言うなれば、道を隔てて、荻中との境は、下のほうをブロックにして、網みみたいなもので透かして見える。こちらの川沿いだけは人が通れないようにしてある。また余計なことになってしまいますが。

施設課長 ああいったところは、本来私どもは駄目だと言われているのですが、都の第三建設事務所に行って、あそこだけは許可をもらっているのです。

委員長 あそこは区民が通れないのです。

施設課長 学校だということで、通れないのです。あそこはどちらかということと注意は受けている所なのですけれども。

委員長 反対なんですね。

施設課長 はい。

委員長 道路に面している。大通りではないけれど、車も通る道路です。前は民家がぐっときている。あそこの万年塀というのは何かちょっとぶつかってもへこんだり、ついこの間みたいな地震があると心配したりするから、ここだけは何か。

施設課長 現場をよく見まして。

委員長 私は現場を毎日見ているから。嘘はつかないから。いまあそこは何か工事をやっていますよ。

施設課長 いま給食室の改修工事をやっています。

委員長 そうですよ。ああいうことをやっているのだから、ついではね。

施設課長 倒壊の恐れのある所は私も職員と一体となって、なるべく取り除かなければいけないと思っております。

委員長 地震があっちこっちであるから、やはりなるべく危ないものを取り除いて。ご苦労さんですがお願いします。

施設課長 承知しました。

委員長 他にありませんか。大体皆様のご意見、あるいは質問も一応終わったようですが、これは教育委員会としてはこの件については了承しましたという形にしていいいわけですか。

庶務課長 はい。

委員長 そして、区長部局のほうへ教育委員会の意向として伝えるという段取りでいいわけですか。

庶務課長 はい。

委員長 それではこの件については、一応教育委員会としてはクリアしたということで承知してください。庶務課長、それでいいわけですね。

庶務課長 はい。

委員長 次に「教育委員会関係行財政改革推進計画について」をお願いします。

庶務課長 資料を説明する前に、この行財政改革計画がどういう流れできているかということで説明いたします。先ほどの実施計画と、もう1つがこれまで取り組んできた行財政改革を受けまして、新たに「スマート杉並計画」というのを作るといって動いています。「スマート」というのはどういうことかと言いますと、杉並らしい政策手法を使って、区政の「マネージメント」の「マ」を取りまして、区政のマネージメントの抜本的な改革を職員全員がトライするということで、「スマート杉並計画」となっているわけです。

この計画は2つで構成されています。1つが「行財政改革大綱」ということで、10年間にわたる総合的な行革の指針ということで出しています。それと具体的に何をどう進めていくのかということで「実施計画」というのがあつたわけなんです。今日お手元にお配りしているのは、その中の「実施計画」の部分ということです。「行財政改革大綱」の部分については、10年間の戦略目標というのを掲げております。1つが財政健全化目標ということで、何点か出しております。経常収支比率が平成11年度現在で95.8%を、平成22年度を目標ということで80%まで下げていこうという目標。それから人件費の比率は、現在29.2%

ということをまず考えていかなければいけないだろうということと、それから学校経営における効果的な予算配分といったもの、あるいは校舎の改築計画も合理的に進めていくという点から考えていったときに、学校の適正規模と適正配置について検討していく必要があるだろうということです。これは平成13年度、平成14年度検討ということで、平成15年度に方針を策定していくという考え方です。

公社等の統廃合と経営改善ということでは、スポーツ振興財団ということで、教育委員会が絡んできていますので、運営の効率化を図っていくことについて検討していくということで、平成13年度については体育協会、財団との協議、利用料金制の導入、補助金支出の改善といったことを協議なり、改善していった、平成14年度から財団への事務局移行ということで考えております。

次に「継続事項」の部分については、学校用務については1校1名にしていく、区費学校事務職員の配置の見直しについても、昨年からやっているわけですが、段階的に減員していこうということです。

次に「施策の見直し」について何点かあります。1つ目は「文化・生涯学習施策の体系化」ということで、これは文化交流協会と社会教育センターとの役割分担といったこともはっきりさせながら、生涯学習施策、文化・芸術振興施策といったものについて体系化や総合化を図っていこうということです。平成13年度検討で、一部実施ということで平成14年度から具体的に実施していくという考え方です。

次に「社会教育会館・区民会館」ということになっていますが、教育委員会のほうでは社会教育会館ということになると思いますが、施設機能が類似してきているということで、社会教育会館については廃止して転用を図っていくという考え方を示しています。平成13年度に検討して、平成14年度から実施という考え方です。

次に、「菅平学園」については、移動教室への対応を検討した上で学園を廃止するというので、平成13年度、平成14年度検討して、平成15年度から実施という予定です。

次に、「区立幼稚園」については、これまで幼稚園が果たしてきた役割といったことを踏まえて、今後の区立幼稚園のあり方について検討して、廃止も含めて見直しをしていくということで、平成13年度検討で平成14年度実施とい

う考え方です。

次に、「南伊豆健康学園」については、教育施設としては廃止の方向ということで考えています。今後、入園児童数の推移を見ていく必要があるということと併せて、廃止後の施設活用ということも検討していく必要があるということで、一定の経過期間を置いて、改めて方針を決定するという考え方で、平成 13 年度、平成 14 年度検討、平成 15 年度に検証して方針を決めていくという考え方です。

次に、「科学教育センター」の部分については、生涯学習施設として新たな位置づけをしていき、その上で施設の有効活用を図っていくという考え方を出して、今後の運営のあり方について見直しをしていくということで、平成 13 年度の検討で平成 14 年度実施という考え方です。

次に、「富士学園及び弓ヶ浜学園の運営」については、民間委託の関係で出しておりました、民間委託、事業の民営化の推進ということで、富士学園と弓ヶ浜学園については、平成 13 年度の部分は民間事業者の選定、条例設置ということになっていきますので、校外施設条例の廃止、区民への周知ということ平成 13 年度に行っていて、平成 14 年度に公の施設を廃止して、民営化を進めていこうという考え方です。

次に「学校給食調理業務の効率的運営」については、文章が違っておきますので直していただきたいと思います。「区立学校」のその次の（南伊豆学園を除く）を削除です。「区立学校の給食調理職員を退職、不補充とし、学校給食の調理業務について条件が整い次第、平成 13 年度から民間への委託を進める」となります。昨日で、学校、保護者、PTA等の説明会が終わったわけですが、平成 13 年度からの実施ということで行革の中で出しております。これらについては、後ほど学務課長から詳しい説明をしていただけたらと思います。

次に、「教職員研修所」ということで秋川荘がありますが、これについては利用状況等から団体利用などを拡大して、利用有効率を高めていくという方針が出されています。

次に、「補助金・分担金の見直し」ということで、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金については、所得制限を導入していこうということで、平成 13 年度から実施をしていくということです。

次に「事務事業の見直し」については、区役所、学校と出先も含めてですが、

ゴミ処理方法についてももう少し効率的な取り組みを率先していく必要があるだろうということで、現行の処理体制を見直していき、平成 13 年度に検討して、平成 14 年度から実施ということです。

次に「小児生活習慣病予防検診」については、前回の教育委員会の中でもご報告しましたが、検討結果を踏まえて、平成 13 年度から実施していくということです。

次に「社会教育センターの運営」については、昨年の組織改正の関係もありまして、社会教育センターの事業が減少してきている現状と、所掌範囲も狭くなっているという観点から、審議会組織のあり方について検討していくということで、平成 13 年度検討で、平成 14 年度から具体的に進めるということです。

次に「区民サービスの向上」については、図書館の情報化推進ということですが、これについては「行政計画」でも出されておりますが、平成 13 年度から実施をしていくということです。

「行政評価制度の確立」という項目の中で、学校警備、学童擁護については、これまでも学校警備については機械警備ということで進めてきておりますし、早朝、深夜等では、機械警備以外でも委託を進めておりますので、そういった事柄を今後も継続していくということです。学童擁護についても、同じような趣旨で段階的に委託に切り替えていくということで継続ということです。

次に「区民との協働と開かれた区政」についても、「行政計画」の中にありましたが、図書館ボランティアの育成・支援ということで、平成 13 年度、平成 14 年度で検討し、平成 15 年度から実施していこうという実施項目です。これについても、今日区長部局のほうで本部会を開いて決定していくという予定になっております。以上です。

委員長 それでは学務課長から補足をお願いします。

学務課長 それではお手元に「宿泊施設等の今後のあり方について」という冊子と、健康学園のあり方検討会の報告書がお配りしてあります。この2つについては、すでに8月の区議会のときに、その時点でまとめたものをご報告させていただきました。したがって、変更点だけ簡単に申し上げます。

「宿泊施設の今後のあり方について」は、基本的には同じような考え方で作っております。5頁以下に「検討結果」ということが出ておりますが、単純に

申し上げますと、現在の区で施設を設置して運営することはやめて、全部普通財産にしてしまって、民間で本当に経営ができるか、独立採算ができるかという検討をしたのですが、結果的にはそれは現段階では無理だということで、5頁の に書いてあるように、民営化B型。区が施設を賃借して、一定の補助をしてできるだけ独立採算に近づくような運営を考えていくという方向で、一応整理してきたものです。この中で、こういったことができるのが(1)に記載した4つの施設については、これまでの検討、あるいは民間からのプロポーザルを受けている中で何とかやっていけるのかなということで、先ほどの計画の中に富士学園と弓ヶ浜が別に記載された理由になっています。ですから、富士学園と弓ヶ浜学園については、先ほど言ったように行政施設を廃止して、平成14年度からは民間に施設を借して運営して効率化を図っていく、ということで経営の合理化を図っていくことになっております。ただ、移動教室がありますので、移動教室関連については一定の条件をつけております。それが、8頁の「校外施設の特定利用の効率化について」にあるのですが、当面はそうは言ってもこれまでの移動教室の利用をさせていただくと。ただ、合同実施とか、利用についてはもう少し合理化、有効活用を図るということを決めております。

菅平については、いかんせん施設が老朽化しておりますので、いま考えなければいけないのは移動教室をどうするかという話と、もう1つは先ほどの計画の中で通ったところですが、夏場等はかなり教育関係の団体利用をさせていただいております。そういったものの条件整備をした上で、施設を廃止して、単純に言いますと、これからこのまま移動教室のスキーを続けるということになれば、民間のホテルを借りてスキーをやるということを考えていこうということです。そういった中で、経費節減といえますか、努力をしていくということを決まっております。あとは資料等が付いておりまして、どのくらい節約ができるかという、現時点での見通しが書かれているということです。宿泊施設についてはそんなところです。

それから「健康学園のあり方」については、報告した以降にいろいろ議論がございまして、最初皆さんに報告したときと結果がかなり変わっております。4頁以降、現状認識とか、課題、問題については大体前回と同じ状況でまとめられています。それを受けて結論のところ、4頁の終わりから変わってきたということです。結論から申し上げますと、5頁の真ん中に「健康学園の設置目

的」とありますが、総合的に判断をして、児童1人当たりの多額の費用のかかる健康学園の廃止はやむを得ないとの意見が大勢を占めたと。いわゆる虚弱児童の教育機関としての健康学園については廃止ということは、一定の方向が確認できたのですが、先ほど鬼丸委員からご質問がございましたが、今後の施設の利用ということで、健康学園がこれまで持ってきた、そこに書いてあるいろいろな「自然とのふれあい」とか「ゆとりある教育」といったものが、今後の教育に何とか活かさないかということもありまして、併せて廃止後の施設利用でそういうことができないかということで検討を行ったのですが、現時点ではなかなか結論が出せない、あるいは現時点でやるとすれば国に制度がございませんので、非常に費用がかかるということ。もう1つは、ここに来て43人に児童数が増えてきたのです。そういったこともありまして、一定の経過期間を置いて、改めていま言った代替措置といいますが、区内での健康教育、あるいはこれまで培ってきた教育をどう区の教育に活かしていくかということを検討する期間を置いて、あるいは国の制度等の見通しが立つとき、あるいは児童数の方向が見えたときに判断をしていこうということで、計画の上で最終年度にそういった判断をしていこうという形に変わっております。そういうことで、前回載っていた健康教育の具体的な部分とか、継続児童を廃止に向けてどう取り扱っていくかというところがだいぶ書き直されまして、現在の報告になっているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

最後に、学校給食の調理業務の民間委託化の件については、9月初めからずっと学校を回りました。67校プラス養護学校で68校ですが、中学校で1校説明はいらぬということでしたから、67校回ったわけです。小学校が44校で、1,384名の出席者ということで、平均で31.5人という参加をいただいております。これはあくまでも保護者の参加です。いちばん多かった所が87名、次が81名。小学校の場合ですが、いちばん少なかった所が9名という状況です。中学校のほうは444名で、平均で20.2という形になっています。いちばん少ない所が10名、いちばん多い所が40名くらいということで、参加人数からすると、小学校のほうが関心が高かったのかという状況になっております。一概に生徒数の問題もありますから、なかなか比較は難しいのですが。

それから内容ですが、私どものほうでは中間のまとめをさせていただきました。これも報告しましたが、その要旨をまとめたものを具体的に言うと、民間

委託についての対策をまとめた要旨を 30 分程度説明して、質疑、あるいは意見交換をするという形でやらせていただいたのですが、内容的には基本的に私どもこれまで検討してきた内容についての質疑応答が中心ということで、結果的にはこの検討会を踏まえて最終報告をするということになっておりますが、27 日に最終報告をまとめる形になりますが、改めて検討しなければならないという項目が出ておりませんので、前回の報告を経費等、若干修正する部分は修正して、最終的にまとめる。これが 27 日に行われるという状況になっております。

いくつか要望的なものでは、できるだけもう少しこういった会を繰り返しやってほしいとか、なかなか 1 回では理解が進まないとか、いくつかの学校でもそういった要望があったと。大体、学校給食調理業務についてはそんな状況になっております。

委員長 ご苦勞をかけます。いろいろ何から何まで、担当課で大変なことです、随分いろいろなことがあると思います。

学務課長 失礼しました。大事なことを忘れていました。説明は、私だけではなかなかできないものですから、教育長、次長、庶務課長、担当の特命事項の参事にご協力をいただいてやらせていただきました。

委員長 あまり嬉しい出張でのお話ではなかったかと思いますが、やはり耐えることも必要だから、ご苦勞さまでした。結論として、庶務課長の給食の話が最後に出ましたが、民間への委託を進めるということで、具体的には、要するに調理員さんが辞めても不補充だと。何人か辞めた分を 1 つの学校にまとめて平成 13 年度は 1 校民間委託するとか、2 校するとか、そういう形で進めるわけですね。

学務課長 基本的には委員長がおっしゃるような形です。あと組み合わせが可能であれば、これから検討する形になりますが、他では例えば保育園で学校給食と同じような仕事をしております。そういった所でも退職者は出るわけですから、そういったことも配置転換といいますか、そういったことも可能であればこれからそんな事も少し考える形になりますが、いずれにしても、強制的にリストラということではございませんので、少なくとも 10 何年かかるという形で進んでいくと思っていただければと思います。

委員長 大方の報告だったり、あまり大した人数は来ていないような報告だったり、来た人の反応というのは大方ですが、やはりそれは嫌だと、反対だという

ことが多いわけですか。

学務課長 今回委託を決めていて、委託はどうかという会の設定ではありませんでしたので、こういった形でやれば委託をやっても学校給食の質、あるいは教育的な意義は変わらないという形でやっていますが、こういったことについての一定の理解は得られたのではないかと考えております。ただ、役員さんとか、いろいろ質問された方も含めて、何人かの中には「学校教育、公教育」という言い方をされて、そういう場に民間企業が入るのはいかななものか、といった方も何人かいらっしゃいましたから、その辺の方との理解はなかなか難しいのかなと思います。

委員長 この間、学務課長が欠席したときに庶務課長から、学校給食では、桃五が文部省から表彰されて、名誉なことが随分報告されたので、区議会の本会議でも関心の持たれる区議会議員の方は、杉並の学校給食のレベルは非常に高いと。それが食べ物としてのそういう面ばかりでなく、子供とそういう食品を作ってくれる人たちの人間関係も非常に教育的な場としてふさわしい付き合い方をしてくれて、本当にそういう意味で区の学校給食は、他区に比べて非常にいいんだと、誇りを持っておられる方も多いため、最初に平成 13 年度から手をつけるとすれば、委託された会社にもよりますが、ただ物を作って食べさせればいいというような考え方でやられると、いままでの学校給食が教育に及ぼすということまでも考えている父兄の方にとっては、非常に不満も出るだろうから、最初こそ肝心なので、その辺は担当課としては十分心していただきたい、というのが私の率直な気持です。杉並の給食のよかった点は、是非委託業社と言えども、そのためによその区より安くすれば何でもいいというものではないと思うのです。その辺を考えていくことによって、区民の納得が得られる政策がこれから進展するのではないかとと思うので、これは是非お願いしたいと思います。いままでいい加減な給食だったら、いい加減なことでもいいと思うのですが、良いということが当事者の手前味噌ではなくて、そういう受ける側の親とか、地域から受けているだけに、その辺も心して移行するならしていただきたいというのが切なる願いです。給食関係で何かございませんか。平成 13 年度から実施ということですから、もう半年もないので大変なことです。

鬼丸委員 いま学校が荒れるとか、子供が多様化して、授業に落ち着けない子供がいるとか、いろいろ問題になっています。学校選択の問題がまた入ってきた

りすると、学校の先生方の負担、また評議員の問題も入れればまたまた学校の先生の負担は非常に増えるのだらうと思うのです。そうしますと、私も両極端で非常に揺れ動いているのですが、学校が給食というものを抱えることによって、学校の先生のエネルギーがどれくらい割かれているのかよくわからないのです。計算で出るものではないと思うのですが、本当にこの委託をすることで、問題は財政問題よりも先生方の負担がどれくらい減っていくものか。むしろそちらで学校の教育というものに対する集中度が高くなれば、委託をするのもやむを得ないのかなという考えにだんだんできてきているのですが、極端なことを言えば、本当は食べるということは、戦後のどさくさでみんな栄養不足ということでこういうことが始まったのであって、食べることによって成長をさせるのは親のほうの責任なのかなと思いますと、委託というのははっきり言っていかに中途半端という気がしています。いまさらこんな事を言っても問題解決にはならないかもしれませんが、やるならちゃんと学校で責任を持って全部やれと。そうでなければ、例えば全部むしろ親が子供のアレルギーの問題とか、その子供の体調に合わせた食事を持たせたほうが本当は望ましいのかなと思って、委託をすることの意味がいまはもっぱら経済的なところで話がありますが、むしろ学校の先生の負担というところで説明をいただくと、より納得がいくのかなという気がしています。

学務課長 学校給食の民間委託というのは中途半端というお話があったのですが、あくまでもこれは委託ですから、教育委員会の仕事、学校の仕事としてきちんと管理されてやっていくということで、いまの拒食とか個食ということを考えると、戦後のそういった位置づけもあったかもしれませんが、以前は学校給食というのは重要で大切なものだと思っていますので、委託になっても責任を持って学校、教育委員会でやると。

それから教員負担の話ですが、基本的には学校長、栄養士さん、特に移行期については非常に負担が重くなるかと思っていますが、仕組みがしっかりできて機能していけば、現在やっているのと同じような形で仕事が繰り返されることができきますので、私どもは同じようなことになるのかなと思うのですが。先生の部分では、いま給食指導は昼休みの45分がいちばんメインですから、この委託によって大きな変化が出るということはあまりないだらうと思っています。

鬼丸委員 そういう意味では、そんなに違うことがないものかなと。調理という部分ではたしかに委託なのかもしれませんが、全体から見た場合はあまり変わらないのかなという気もしております。大変だと思いますが、あまりもともと賛成ではないのですが。

大門職務代理者 私もやむ得ないと思うのです。ただ、今度の場合は大半の学校ではいままでどおりの給食が実際にされている中で、民間もそれとの比較の中で頑張らなくてはいけなくなってくるのだと思うのです。それがあつ種の保証かなと思つているのです。ただ、その場合、民間が明らかに劣るとか、そういう問題点が出てきたときに、柔軟に対処しないといけないのではないかと思うのです。そういう長い時間の中で行きつ戻りつ慎重にやつてもらふということしかないのかなと思つています。

教育長 私は民間がおそらく非常に優れたことを展開してくるだろうと思つています。現行の公務員による調理のほうがバランス的に問題が浮き彫りになってくるのではないかと。

大門職務代理者 そうでもないです。教育長、それをいまあんまりおっしゃると、いままでの給食について。

教育長 いまの場合、委員長がおっしゃつたように文部大臣賞をもらうように非常にいい給食をしていると思つますが、民間はそれ以上のエネルギーを發揮する可能性も逆に極めて大なので、私は期待しておりまして、いい意味での競争関係になってくれるといいなと思つています。不安はそんなに持つていません。昨日も対応集会でそういう大見栄を切りましたので、その延長線上にございます。

大門職務代理者 学童擁護の民間委託のほうが、ちょっと気になります。どういふスタイルのことを考へているのですか。

庶務課長 これは現在もシルバー人材センターにお願いして進めております。

大門職務代理者 それも民間委託という言葉になるのですか。

庶務課長 そうです。言つてみれば、時間的なものですから。

大門職務代理者 警備員ではなくて、警備会社が出すのではないかと思つまして。

庶務課長 そうではないです。

教育長 長期計画のことで伺いたい部分があるのですが、施設整備のところで見込めるのかかもしれませんが、かねてからの丸田委員先生はじめ、学校を縁と

いいですか、そういった子供たちにとって自然とのふれ合いとか、エコスクールも含めて諸々のお話も兼ねてあったかと思うのですが、その辺はどの辺で読み込めばいいのですか。これは丸田委員だけではなくて、各方面からもいま話題になっていることだと思います。

庶務課長 今日、施策の体系図をお配りしていなかったのでわかりにくくなっていると思うのですが、今日お配りした中には含まれておりませんが、施策の体系図の中には入ってございます。

丸田委員 関連して、3頁に「ゴミの処分」というのがありますが、それで杉並のISOの取得はいつになるのですか。

庶務課長 いま予定しているのが、平成13年の秋ごろの取得予定ということで準備を進めております。

丸田委員 そうすると、平成14年度とこれとリンクするのですか。

庶務課長 そうですね。

丸田委員 その辺をうまく関連性を持たすといいなと思ったのです。

教育長 学校も。

丸田委員 ISOは、管理が違うから学校は外しますよ。どこの国もそうなのですが。

庶務課長 教育委員会のほうはどうなのかということで、実はビジョンのときに全員協議会があったときに、その質問が出されて、いま委員がおっしゃられたように、全国でまだやっている所はないという状況ですが、来年度から教育委員会としても取得をしていこうということで、その準備を始めていきたいと考えています。それぞれ教育委員会ということで、特に学校関係ですが、環境教育にどういうふうにならざるを得ないのかということもかかわってきますので、それぞれ課題を明らかにしながら、取得に向けての準備をしていこうという考え方ではあります。

丸田委員 区とは別に、独立した教育委員会としてやろうと、これから検討されるわけですか。

庶務課長 そうです。

丸田委員 ユニークですね。そういう区はないですよ。新宿も外していますよね。これからは是非やっていただきたいと思います。

教育長 学校は1つの事業所ですから。給食でいろいろな残飯も含めて、諸々の

課題があると思いますが。

丸田委員 一応、当管轄だからというのが、いままでの言い分なのです。それで学校関係は外してISOということになって、できるだけやられればいいと思います。それから全体を通してですが、行財政改革推進計画は、前文とか、いろいろあると思うのですが、それを読まないと言にくい側面が多分にあるのです。これは全部個別ですよ、各論だから。総論が大事だと思うのです。

例えば先ほどの給食にしてもそうだし、全部「廃止、廃止、廃止」と出ていて、廃止ばかりで全く夢がなくなるわけです。だから、なぜ廃止というのがわかりやすく、給食の問題にしてもそちらのほうが大事だと思うのです。それはそれぞれ言い分があるのですが、なぜ給食がそちらにいつってしまったのか。その前に国でやっている国家公務員でも、私の大学でもそうですが、平成13年度から10年間で定員削減10%なのです。それでどこに割りつけるのかということ、もう始まっているのですが、だからそういう全体的にこういう努力を職員としてもいろいろあるので、全部関連しているのだという説明でないと、部分部分で持っていくと、それぞれの人たちが言い分を言うから、話が進まないのではないかという気がするのです。全体の中で位置づければこういうことで、皆さんが苦労されているのだということを世に訴えないとなかなかわからないと。

教育長 そういう意味では、教育委員会が議論するには十分とは言えない資料だとたしかに言えますね。

委員長 いま丸田委員から「廃止、廃止」と言いましたが、その言葉がはっきり出ているのは、菅平学園なのです。菅平学園についてだけなのです。他は検討するとか、そういうボカした言い方ですが、菅平学園だけは「廃止する」と言っているのです。しかも3年後の平成15年に廃止すると。こういう文言は教育委員会ではなく、あちらのほうで決めてきたわけですね。

学務課長 全体は行革本部でやっているわけですが、所管課も含めて議論を上げていく中で、最終的にこういう形で決めてきたということですよ。

委員長 なんかこれだけ「廃止する」と言わなくてもいいのではないかという感じなのです。しかも3年後なのに、いまから廃止するなんて、老朽化が自然に良くなったということはありませんが。

学務課長 ただ、読んでいただくとわかるとおり、いま使っている移動教室の問題とか、団体利用の対応を考えた上で廃止ということで、そういったことにも

触れて書いてありますから、何もなくバサッと廃止ということではございませんので。

委員長 老朽化と言っても、今年は使えているのだし、今後の検討にできないのですか

学務課長 施設そのものが廃止になる、老朽化も含めてございますが、ここでやっている教育、校外学習といったことはきちんとやっていこうという中でまとめてございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 それはわかるけれども。

学務課長 いかんせん、これからもう少し学校が校外施設を四季を通じて使えるという状況であれば、新しくこういった時期でもやれるかもしれませんが、こういった非常に厳しい財政の中で、ほんの一部でしか学校が使っていけないという状況があれば、それを踏まえたと上で一定の結論を出すと。そういった検討をしてきて、こういった表現になっています。

教育長 これだけを単独に議論したのではなくて、区が所有している宿泊施設すべてにわたって事業評価をした結果、菅平学園の利用率が必ずしも高くないことと、今後継続して使っていくためには、お風呂のタイルがひび割れているとか、その他諸々の雪国ならではの施設の傷み方が激しいということはどうしても手を入れないと。そこでこれからも継続的に使っていけるのかということと、他の施設と比較した場合、利用率が今後とも高まる可能性が低いと。それはもちろん雪国であることと、現行、あの辺は民間の宿泊施設がかなり低い費用で泊まれます。しかもサービスも公立以上に悪くなく、むしろいいという評価もあったり、そういう諸々の中で学務課長も含めて我々も議論をして、今後継続しても費用負担がかかるだけだということで、廃止以外の道を見い出すことが困難だったということで、事善の策として廃止せざるを得ないかなという議論はしました。

委員長 他の所は廃止を含めて検討するとか。

学務課長 説明が悪くて申し訳なかったのですが、先ほどの報告で今回の行革になっていますが、行政目的に沿って設置するという仕組み、ですから、自然村も他の弓ヶ浜も平成 13 年度で、むしろ菅平よりも 1 年も前に条例を廃止してしまっていて、そういった目的に沿った位置づけの施設というのはなくなるのです。むしろ、そちらのほうが早いのです。ただ、建物としての施設が残って、宿泊

というのは民間でもやっていますのでやってもらって、そこにいままでの行政目的の利用が入っていくということなのです。ですから、菅平はたまたま建物がもう持ちませんので、平成 15 年度と少しきつい表現になっているかもしれませんが、中身的にはほとんど一緒なのです。要するに、こういった校外学習に沿った目的の施設、あるいは区民の休養のための宿泊施設といった施設というのが区からなくなりまして、他は 1 年早く条例が廃止されますから。そういうご理解をいただきたいと思います。ですから、同じ扱いなのです。

鬼丸委員 言ってみれば、いままで自分で別荘を持っていたのが大変になったから、これから時期にホテルを借りて行こうという発想でしょう。ただ維持していくのが大変だからということですよ。ですから事業がなくなるわけではないですよ。

教育長 ただ別荘はなくなるわけだから、いままで一般区民が安く泊まれた別荘がないわけだから、一般区民へのサービスは低下すること考えられます。

学務課長 そうですね。その辺はこれから詰めなければいけないので、いわゆる減免制度みたいなところとか、区民料金をどうするかというのはこれからやると。それによっては先ほど言った区の持ち出しが増えてくるという仕組みになります。それはこれからもう少し詰めるところがあります。

委員長 何か菅平学園という建物、物としてそれだけに集中しているような感じがして。給食は変な言葉で言えば、「食べ物を与える」ということだけではなくて、教育の世界ではそういうことを考えていると。菅平学園が持つ意義というのは、杉並の中学校を卒業した大人にとっては教育の場として非常に大きな場所だと思いで多い、友達との交流の場ということで、ある時代の人も、あるいは兄貴も、あるいは場合によっては親父もここで育ててこういうことをしてきたということが、教育的に残せたらいいものだというので、私も申し上げました。これを見ると、他の所で「廃止」とはっきりしているのは何もないですよ。「含めて検討する」というのはありますが、これだけは「廃止する」という断言的な言葉で言い切っているから、世の中がその間に変わればいいこともあるのではないかと思うのです。

学務課長 教育のほうの計画で全部見えていますから、他の分野ももう少しそういったことがあると思うのですが、そういったことも先ほど教育長が申し上げた「あり方検討会」の全体の中でも検討しておりまして、これからの総合学習を

にらんだときに、こういった校外学習みたいに各学校が工夫できる分野は、委員長がおっしゃったように、施設があるからいつの時代でも変わらず同じ所でやる、全校がやるというパターンの思い出の作り方も1つのやり方だと思いますし、そうではなくて、その時代、その時代に合わせて学校が工夫して、「お前たちはそういうやり方だったのか」ということもあると思います。どちらがいいかという評価は、いろいろあると思いますが、これからの考え方はそういったこともにらんだ上で、施設のハードとしての維持と全体でどこまでそれが使えるかということも含めながら検討した結果であったということです。委員長がおっしゃるような教育的な意味で、いろいろな思い出が残るとするのは同じように引き継いで行われていけると思っています。

丸田委員 こういった原案づくりというか、外部評価はやられているのですか。いわゆる区の施設から何から。

学務課長 今回は、全体ではまた別の外部評価とは違うのですが、いわゆるいろいろな方の意見を聞いてやっていくという形でもうすでに発表されて区報にも載りました。行革の全体の懇談会は学識経験者とか区民の代表が入っております。それから、具体的に私どもの検討会では、民間のプロポーザルを受けて、宿泊の内容を固めてきたと。そういったいくつか民間の知恵を借りるといいですか、そういったことが入ってきています。ただ、評価制度そのものは一緒の行革の中で事務事業評価という制度、あるいは行政評価が動き出します。ですから、この行革をつくるときはいつも8月で、もう2回、中での事務事業評価という形でやっております。まだ外部が入ってくることはやっていません。

丸田委員 学識経験者さんたちのそういう答申が。

学務課長 そうですね。監査制度的なものです。ただ、我々の分野でそういった要素が少しあるかなとすれば、学校評議員制度かなという感じがしますけれども。

丸田委員 かなりそういう客観性とか、第三者とかを入れてディスカッションして、ちゃんと数値なら数値をやって、その結果を解析評価して出してくると案外説得力があるかなと。

教育長 事業評価制度という仕組みの中で、効率性とか収益とか、コストとか、人件費とか、これは菅平だけではなくて、全般的に宿泊施設についてはそういうチェックを入れた上で廃止であるとか、民間業者に委ねようとか、そういう

結論には達しましたけれども。

学務課長 専門委員のそういった形での評価ということではないですが、いま教育長がおっしゃったとおり、事務事業評価については我々が評価したのは情報公開で区民が見られる形になっています。そういった観点はかなり入ってきて、今回の学校給食の部分も、父兄の方、保護者の方が入る仕組みがかなり用意されています。

丸田委員 その辺は大げさに言えば哲学的なものをよく整理しておいて、それでこういったものを持ってくると、私は総論と言ったのですが、結びつきをうまくやるとより増すと思うのです。やはり非効率性というか、いまの時代のうねりだから、廃止というのもやむを得ない部分もだいぶあるから。1つ気になったのは図書館ですが、4頁で、これは役所的な書き方だと思いますが、「図書館事業にかかわるボランティアに加えてNPO団体を新たに育成し」となっていますが、これは1年や2年でできるものではないですよ。ですから、言葉としては「支援して育成していく」と。

中央図書館長 このボランティアについては、すでに基本計画でも計画していますが、少し不透明な部分があって、私どもだけで計画を進められないという側面があって、一定の区のボランティアと今後一緒になって仕組みを作ると。たしかに「育成する」という言葉は適切ではないかなという感じもしますけれども。願わくば、やはり向こうの自主性が前提になりますので、正直なところ仕掛けはいろいろありますが、そういう気持を持っておりまして、かなり重要なテーマかなと。いまの段階では理念レベルの構築が実際の問題なのです。ですからあくまでも行政計画の中でいきなり平成15年度にこれらすべてこういう仕組みが整うとは思っていないのです。やはりたしかにスタートして拡充ということであまりいけば、NPOにも広げられるというような発想です。

丸田委員 NPOの存在自体把握していないわけですよ。区に何人ぐらいAというグループが。

中央図書館長 ある程度は把握しており、わかるのですが、図書館を担えるような技術は私はないと思っています。個人的なものはありませんけれども。

丸田委員 その辺を掌握するとか、2、3年前でしたら役所というのは面倒くさいから、「そんなものはない」と言ってみんな統計を出していたのですが、いまはそういう時代ではなくなってきたから一生懸命調べないといけない時代

ですから。

教育長 これはなぜここにこうやって掲げたかという根拠は何なのですか。

中央図書館長 それは新しい仕組づくりということで、別に経費の削減とか、あるいは職員を削減するのは第1の目的ではないけれども、新しい協働というふうにそういう仕組み、こういうものを新しく目指そうというのが行革だというニュアンスが強いのです。ですから単なる経費節減とか、廃止とか、そういうことだけではないと。

教育長 しかし見えないのだから。このNPOはゴーストで、ゴーストを計画に落とすというのは理解に苦しいものがあります。

中央図書館長 「区民と協働で開かれた区政」という中での括りになっています。

教育長 それはわかるのですが、そんな根っこというか、核があって、コアがあって初めてそこで膨らんでくるので、コアも何も見えないのにゴースト上のことをこうやって出せるのですかね。

中央図書館長 種蒔きからやるんです。

庶務課長 私は言うのも変なのかもしれませんが、裏の側面として、先ほど説明しなかったのですが、それぞれカッコで(定)と書いてあるのがあるわけです。定数削減を意としているという。

中央図書館長 それで、私は企画に、「これでは座わりが悪い」とクレームを言ったのです。定数を下げるためにボランティア云々というのでは、率直に言ってこれでは座わりが悪いから考えてほしいと言ったのです。結果としてそういうことはあり得るが、それを旗印、あるいはそれを目的に広くボランティアを募るのではないというふうに言ったのです。

丸田委員 本当ですよ。これは全然意味が違います。

委員長 それは本音が出ただけのことで。結局、庶務課長そういうわけだから、いろいろあることは十分察知していただいて、教育委員会としても。

大門職務代理者 以上のような意見交換があったということで。

委員長 そうことです。別段、全面的に今回の計画に賛成したなんて言われると事実と違う話になるだろうし。

中央図書館長 定数削減だからというか、人件費の削減ととらえてはないのです。あくまで新しい仕組みを作るためのスタートと考えています。

委員長 いろいろなことが担当課としては大変なご努力をして、区のそういう大

義名分のためにはよくわかります。ただ、教育委員会としてはそういう意見が出て時間が経過したということです。

大門職務代理者 疑議ではありませんから。

委員長 その程度のことでどうですか。

庶務課長 何点かにわたって意見があったということで。

委員長 教育委員会として何にもなくて、スーッといったということもまたおかしな話で、あるのが当たり前で。他に何かありますか。総論的な問題でも、何でも結構です。以上で秘密会を終了いたします。

【秘密会 1時37分から3時12分】

次回の日程をお願いします。

庶務課長 次回は11月9日(木曜日)、次々回は11月22日(水曜日)9時からという予定です。

委員長 それでは今日の会議はこれで閉会いたします。ご苦労さまでした。